大規模自然災害に備えた早急な治水対策を求める意見書

昨今、地球温暖化などの気候変動が一因と言われる大規模自然災害が頻繁に発生し、我が国に おいても毎年、全国各地で甚大な被害を及ぼしている。平成26年8月豪雨の広島市土砂災害を はじめ、平成30年7月豪雨では西日本を中心に、令和元年10月の台風19号による豪雨では 東日本を中心に観測史上最大の豪雨により、多数の河川氾濫等が発生した。

これらの状況より、頻発化する大規模自然災害に対する現状の治水対策では十分ではなく、とりわけ河川氾濫による社会基盤への被害を低減させるための河道堀削を含む河道拡幅、護岸の嵩上げ等の堤防強化等、早急な治水対策が必要であることが明白となった。

本市内を流れる一級河川においても、過去に護岸損傷や護岸崩壊等の豪雨による被害が発生しており、事前の治水対策は喫緊の課題となっている。

一方、国においては、これら大規模自然災害に起因する各地で相次ぐ河川氾濫の発生を受け、 全国の自治体の治水対策を強化することを目的として、河川の川底を堀り、土砂やごみを取り除 くことで河川の水位を低下させる浚渫(しゅんせつ)工事や堤防強化等に係る財政支援等の緊急 対応を行うこととしている。

よって、当該河川管理事業を所管する大阪府においては、国及び本市当局と一層協力され、一級河川西除川、同東除川及び同平尾小川をはじめとする、本市区域内河川の河道拡幅や護岸の嵩上げ等の治水対策に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

堺市議会

大 阪 府 知 事 宛